三重県トラック協会　総務部

三重県 トラック運送事業者人材確保等補助金　募集のご案内

物流業界の担い手不足や労働時間規制による輸送能力の不足等の課題に対応するため、中小トラック運送事業者が人材の確保や育成を目的として行う事業に係る経費の一部を支援する「トラック運送事業者人材確保等補助金」の募集を三重県が開始しますのでご案内いたします。
詳細は下記をご参照ください。

※三重県の助成事業となり、ご申請先・お問い合わせ先は 2 ページに記載の 三重県 となります。

募集期間	**令和７年５月２６日（月）～令和７年７月３１日（木）必着** **※先着順で受付・交付決定を行います。** **※募集期間内であっても、補助金の交付決定額の総額が予算上限に達した場合には受付終了となりますのでご了承ください。**

補助対象事業		補助率等
人材確保・育成事業 ※施設整備に係る経費は対象外です ※大型免許･中型免許・けん引免許･特例講習等の運転免許等の取得に係る経費やフォークリフト･玉掛け･はい作業等の労働安全衛生法等関係法令資格の取得に係る経費は対象外です	○人材（トラックドライバー）確保を目的とした次のいずれかの事業 ・求人媒体への求人広告掲載 ・人材確保セミナー等の開催又は参加 ・人材確保のためのホームページの作成・改修又はＰＲ資料の作成 ・女性又は外国人の人材確保を目的とした事業 （取組例） ✓ 外国人ドライバーの日本語修得に係る経費の補助 ✓ 採用担当者等を対象とした研修や女性ドライバーの意見交換会の開催 ✓ 相談窓口等の設置 ✓ 短時間雇用等に係る実証事業 ○人材（トラックドライバー）育成を目的とした次のいずれかの事業 ・効率的な荷積みに係るスキルや接遇等のトラックドライバーに求められる技能の習得等に係る講習の開催 ・人材育成機関が実施する効率的な荷積みに係るスキルや接遇等のトラックドライバーに求められる技能の習得等に係る講習等の受講	２分の１ 補助上限額 **２０万円**

注　　意

1　補助対象経費は、本事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるもののみとします。

2　補助対象事業について国等から補助金交付決定を受けている場合又は申請する予定がある場合は、その交付決定額又は見込額を控除した額を補助対象経費とします。

補助金の対象者
県内に本社または営業所を有する中小トラック運送事業者（個人事業主を含む） （一般（特定）貨物自動車運送事業者（いわゆる霊柩事業のみ営む者を除く。））

補助対象期間
令和７年５月２６日～令和８年１月３１日までの間 あらかじめ申請いただき、交付決定後の補助対象期間に行われる事業が対象となります（原則）。交付決定日は申請日から１か月程度を見込んでください。

申請方法
交付要領等をご確認の上、募集期間内に必要な様式等を下記お問い合わせ先あてに、持参、郵送（※１）、電子メール（※２）にて提出してください（いずれの方法でも募集期間内必着）。内容を審査のうえ、結果を連絡いたします。

※１郵送の場合は、郵便事故防止のため、**簡易書留**や**レターパックプラス**をご利用ください。

※２電子メールでの送付の場合は必ず電話での到着確認をお願いいたします。

お問い合わせ先
〒514-8570 **三重県津市広明町13番地** **三重県　地域連携・交通部　広域交通・リニア推進課** **TEL：059-224-2805　E-mail：kouikik@pref.mie.lg.jp** **※申請方法や対象事業など不明な点は、お気軽にお問い合わせください。**

申請様式、交付要領等は、下記ＨＰで入手できます。

ＵＲＬ：https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0360000020.htm

トラック運送事業者人材確保等補助金　申請から交付までの流れ（一般的な例）

申請者	事務局
募集期間：令和7年5月26日（月）～令和7年7月31日（木） **補助金の交付申請** 次の書類を事務局に提出してください。 ①トラック運送事業者人材確保等支援補助金交付申請書（様式第１号） ②申請者に関する事項（様式第１号-２） ③トラック運送事業者人材確保等支援補助金事業計画書（様式第２号） ④トラック運送事業者人材確保等支援補助金事業収支予算書（様式第３号） ⑤補助対象経費の内容と金額がわかる見積書等の根拠書類 ⑥誓約書（様式第４号） ⑦貨物自動車運送事業認可証の写し ⑧その他知事が必要と認める書類 （交付決定前に事業着手する場合は、事前着手届（様式第５号）を提出してください） ※補助金に含まれる消費税は差し引いて計算してください。	**申請書の審査** 審査の結果、書類の修正等をお願いする場合があります。
補助金交付決定通知書の送付	
補助対象期間：令和7年5月26日～令和8年1月31日 **補助対象事業の実施** 注：上記補助対象期間以外に行われた事業は対象となりません。 なお、事業実施中に交付申請と異なる事情が生じた場合は、事務局に連絡してください。	
事業終了後 30 日以内または令和8年2月27日のどちらか早い日 **補助事業の実績報告** 次の書類を事務局に提出してください。 ①トラック運送事業者人材確保等支援補助金事業完了実績報告書（様式第 10 号） ②トラック運送事業者人材確保等支援補助金事業収支精算書（様式第 10-２号） ③補助対象経費の内容と金額がわかる領収書等の支払証拠書類 ④その他知事が必要と認める書類 ※補助金に含まれる消費税は差し引いて計算してください。	**実績報告の審査** 審査の結果、書類の修正等をお願いする場合があります。
額の確定通知書の送付	
支払請求 次の書類を事務局に提出してください。 ・トラック運送事業者人材確保等支援補助金支払請求書（様式第 12 号）	**支払手続**
補助金の交付	